

新	旧	備考
<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00066 沿革 <u>平成27年11月16日</u> 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p> <p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1 <u>基本的取扱事項</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「別表 国別引受基準」に適合しない輸出契約等であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。 <u>日本貿易保険が発行した内諾書に基づかない保険申込みがなされた場合、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u> ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りでなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。 イ <u>～ロ</u> (略) ハ <u>起算点</u>（「別紙1 2年未満案件の解釈等」2に規定するものをいう。以下同じ。）から最終決済日までの期間 <u>（以下「ユーザンス」という。）</u> が1年以内のもの</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 保険契約は、一の輸出契約等につき一の保険契約の締結（1Contract = 1Policy）を原則とするが、以下の場合は、一の輸出契約等につき分割して保険契約を申し込むことを例外として認めることとする。ただし、分割した保険契約の申込みは、同時に行う場合に限る。 イ <u>～ロ</u> (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 輸出契約等の相手方（輸出契約等の相手方が複数の場合）にあっては、</p>	<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00066 沿革 <u>平成27年11月2日</u> 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p> <p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1 <u>基本的取扱事項</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「別表 国別引受基準」に適合しない輸出契約等であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p>ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りでなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。 イ <u>～ロ</u> (略) ハ <u>起算点</u>（「別紙1 2年未満案件の解釈等」2に規定するものをいう。以下同じ。）から最終決済日までの期間が1年以内のもの</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 保険契約は、一の輸出契約等につき一の保険契約の締結（1Contract = 1Policy）を原則とするが、以下の場合は、一の輸出契約等につき分割して保険契約を申し込むことを例外として認めることとする。ただし、分割した保険契約の申込みは、同時に行う場合に限る。 イ <u>～ロ</u> (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 輸出契約等の相手方（輸出契約等の相手方が複数の場合）にあっては、</p>	

新	旧	備考
<p>いずれかの者とする。)が<u>海外商社名簿</u>について(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063)第1条に基づき作成された<u>海外商社名簿</u>(以下「<u>名簿</u>」という。)上事故管理区分Bに格付けされている場合は、保険契約を締結しないこととする。</p> <p>2. 保険契約のてん補設定 保険契約の締結は、てん補範囲別に以下によるものとする。 イ. ~ ニ. (略)</p> <p>3. 船積前に係る取扱事項 ① (略) ② 保険金額は、上記①に基づき算出した保険価額に次の付保率(保険金額の保険価額に対する割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする。ただし、信用事由をてん補する場合にあっては、非常事由の付保率を上回らない率とする。 イ. ~ ロ. (略) ③ 上記②にかかわらず、映像、音楽等の著作物を記録した媒体(小売用のものを除く。)の輸出契約又は仲介貿易契約であって、知的財産権等特約(知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱い(個別保険)について(平成15年9月24日 03 - 制度 - 00065)に規定するものをいう。以下同じ。)を付して保険契約を締結する場合の付保率は、次のとおりとする。ただし、信用事由をてん補する場合にあっては、非常事由の付保率を上回らない率とする。 イ. ~ ロ. (略) ④ 信用事由は、名簿上の格付けに基づき、次の輸出契約等の場合に限り保険契約を締結する。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い与信管理区分に基づくものとする。 イ. (略) ロ. 保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿区分P又は事故管理区分Rに格付けされている輸出契約等であって、名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION</p>	<p>いずれかの者とする。)が事故管理区分Bに格付けされている場合は、保険契約を締結しないこととする。</p> <p>2. 保険契約のてん補設定 保険契約の締結は、てん補範囲別に以下によるものとする。 イ. ~ ニ. (略)</p> <p>3. 船積前に係る取扱事項 ① (略) ② 保険金額は、上記①に基づき算出した保険価額に次の付保率(保険金額の保険価額に対する割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする。ただし、信用事由をてん補する場合にあっては、非常事由の付保率を上回らない率とする。 イ. ~ ロ. (略) ③ 上記②にかかわらず、映像、音楽等の著作物を記録した媒体(小売用のものを除く。)の輸出契約又は仲介貿易契約であって、知的財産権等特約(知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱い(個別保険)について(平成15年9月24日 03 - 制度 - 00065)に規定するものをいう。以下同じ。)を付して保険契約を締結する場合の付保率は、次のとおりとする。ただし、信用事由をてん補する場合にあっては、非常事由の付保率を上回らない率とする。 イ. ~ ロ. (略) ④ 信用事由は、名簿上の格付けに基づき、次の輸出契約等の場合に限り保険契約を締結する。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い与信管理区分に基づくものとする。 イ. (略) ロ. 保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿区分P又は事故管理区分Rに格付けされている輸出契約等であって、名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION</p>	

新	旧	備考
<p>No. 600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。)により代金等が決済されるもの</p> <p><u>この場合、保険契約の申込時において、保険証券に次の特約を記載する。</u></p> <p>「<u>独立行政法人日本貿易保険は、貿易一般保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第3条第1号のてん補危険について、海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063）第1条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿という。）上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）取得前及び事故発生日において当該ILCが無効であった場合の信用事由（約款第4条第11号から第14号までのてん補事由をいう。以下同じ。）による損失については、てん補する責めに任じない。」</u></p> <p>ハ、<u>保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿区分Pに格付けされている輸出契約等（ロに該当するものを除く。）</u>であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行したもの</p> <p>⑤ <u>政府開発援助契約等（「別紙3 政府開発援助契約等」に規定する輸出契約等をいう。以下同じ。）</u>については、上記④の規定にかかわらず、以下の輸出不能の信用事由（約款第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号から第13号までの事由をいう。以下同じ。）により生じた損失のてん補について保険契約を締結する。</p> <p>イ <u>「別紙3 政府開発援助契約等」1及び2に掲げる借款等（以下「借款等」という。）のうち、1（1）（ただし、決済方式を問わない。）及び2により決済が行われる輸出契約等における輸出不能の信用事由（輸出契約等の相手方が名簿上与信管理区分Gに格付けされておらず名簿上GB格、EB格及びSB格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。）</u></p>	<p>No. 600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。)により代金等が決済されるもの</p> <p><u>ただし、保険契約の申込時においてILCを取得する前の場合は、</u>保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「<u>独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063）第1条に基づき作成された海外商社名簿のGS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の信用事由による損失については、てん補する責めに任じない。」</u></p> <p>ハ、<u>保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿区分Pに格付けされている輸出契約等（ロに該当するものを除く。）</u>であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行したもの</p> <p>⑤ <u>政府開発援助契約等（「別紙3 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。）</u>については、上記④の規定にかかわらず、以下の輸出不能の信用事由（約款第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号から第13号までの事由をいう。以下同じ。）により生じた損失のてん補について保険契約を締結する。</p> <p>イ、<u>「別紙3 政府開発援助契約等」1（1）及び2. については輸出契約等の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由（輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず名簿上GB格、EB格及びSB格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。）</u></p>	

新	旧	備考
<p>ロ <u>上記イの輸出契約等に該当しない政府開発援助契約等における輸出等不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあつては輸出契約等の相手方が名簿上G S格、GA格又はGE格に格付けされている場合に限る。</u></p> <p><u>この場合、保険契約の申込時において、保険証券に次の特約を記載する。</u></p> <p><u>「(輸出等不能事故に係る取扱い)</u></p> <p><u>1 独立行政法人日本貿易保険は、貿易一般保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001。「以下「約款」という。」）第3条第1号のてん補危険について、事故発生日において貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00066。「以下「引受基準」という。」）「別紙3 政府開発援助契約等」1及び2に掲げる借款等（以下「借款等」という。）の契約が無効であった場合の信用事由（約款第4条第11号から第13号までの事由をいう。）による損失については、てん補する責めに任じない。ただし、保険契約の申込時において、以下の各号のいずれかに該当する場合を除く。</u></p> <p><u>一 輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）の支払人が異なる場合には、双方の者とする。）が名簿上G S格、GA格若しくはGE格又はEE格、EA格、EM格、EF格若しくはEC格に格付けされている輸出契約等</u></p> <p><u>二 輸出契約等の相手方が名簿区分P又は事故管理区分Rに格付けされている輸出契約等であつて、名簿上G S格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであつて、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）により代金等が決済されるもの（この場合、ILC取得前の信用事由による損失及び事故発生日において当該ILCが無効であった場合の信用事由による損失については、てん補する責めに任じない。）</u></p>	<p>ロ. <u>上記イ. 以外の政府開発援助契約等については、輸出不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあつては輸出契約等の相手方が名簿上G S格、GA格又はGE格に格付けされている場合に限る。</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>2 引受基準 [I] 3 ⑤イに基づき「これらに準ずる者」として約款第4条第11号の事由による損失をてん補する場合においては、借款等の契約の締結前及び事故発生日において当該借款等の契約が無効であった場合の当該損失については、てん補する責めに任じない。」</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. 船積後に係る取扱事項</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 信用事由は、名簿上の格付けに基づき、次の輸出契約等の場合に限り保険契約を締結する。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けに基づくものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上GS格、GA格若しくはGE格又は事故管理区分B以外に格付けされている輸出契約等であって、名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認するILCにより代金等が決済されるもの</p> <p><u>この場合、保険契約の申込時において、ハ又はニに該当する輸出契約等を除き、保険証券に次の特約を記載する。</u></p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、<u>約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について、名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認するILC取得前及び事故発生日において当該ILCが無効であった場合の信用事由による損失については、てん補する責めに任じない。」</u></p> <p>ハ～ニ (略)</p> <p>ホ 保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上EM格、</p>	<p>4. (略)</p> <p>5. 船積後に係る取扱事項</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 信用事由は、名簿上の格付けに基づき、次の輸出契約等の場合に限り保険契約を締結する。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けに基づくものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上GS格、GA格若しくはGE格又は事故管理区分B以外に格付けされている輸出契約等であって、名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認するILCにより代金等が決済されるもの</p> <p><u>ただし、保険契約の申込時においてILCを取得する前の場合は、ハ、又はニ、に該当する輸出契約等を除き、保険証券に次の特約を記載する。</u></p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、<u>保険契約の申込時において海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063）第1条に基づき作成された海外商社名簿のGS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の信用事由による損失については、てん補する責めに任じない。」</u></p> <p>ハ～ニ (略)</p> <p>ホ 保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上EM格、</p>	

新	旧	備考
<p>EF格若しくはEC格又は名簿区分Pに格付けされている輸出契約等（上記ロからニまでのいずれかに該当するものを除く。）であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等</p> <p>④ 政府開発援助契約等については、上記③の規定にかかわらず、以下の代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。）により生じた損失のてん補について保険契約を締結する。</p> <p>イ <u>借款等のうち、1（1）（ただし、決済方式を問わない。）により決済が行われる輸出契約等における代金回収不能の信用事由</u></p> <p>ロ <u>上記イの輸出契約等に該当しない政府開発援助契約等における代金回収不能の信用事由</u></p> <p><u>この場合、保険契約の申込時において、保険証券に次の特約を記載する。</u></p> <p><u>「(代金回収不能事故に係る取扱い)</u></p> <p><u>独立行政法人日本貿易保険は、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について、事故発生日において当該借款等の契約が無効であった場合の信用事由（約款第4条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。）による損失については、てん補する責めに任じない。ただし、保険契約の申込時において、輸出契約等が以下の各号のいずれかに該当する場合を除く。</u></p> <p><u>一 輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。）が名簿上GS格、GA格又はGE格に格付けされている輸出契約等</u></p> <p><u>二 輸出契約等の相手方が名簿区分P又は事故管理区分Rに格付けされている輸出契約等であって、名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認するILCにより代金等が決済されるもの（この場合、ILC取得前及び事故発生日において当該ILCが無効であった場合</u></p>	<p>EF格若しくはEC格又は名簿区分Pに格付けされている輸出契約等（上記ロ、<u>からニ、</u>までのいずれかに該当するものを除く。）であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等</p> <p>④ 政府開発援助契約等については、上記③の規定にかかわらず、以下の代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。）のてん補危険について保険契約を締結する。</p> <p>イ. <u>「別紙3 政府開発援助契約等」1（1）及び2. については輸出契約等の決済方式にかかわらず、代金回収不能の信用事由</u></p> <p>ロ. <u>イ以外の政府開発援助契約等については、L/Cスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）又は当該借款の供与機関から輸出者、仲介貿易者若しくは技術提供者（以下「輸出者等」という。）への直接送金により決済される輸出契約等に係る代金回収不能の信用事由</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>の信用事由による損失については、てん補する責めに任じない。）」</u></p> <p>6. 一の輸出契約等につき分割して保険契約を締結する場合の取扱事項 上記1⑦により一の輸出契約等につき分割して保険契約を申し込むことを例外として認め保険契約を締結する場合は、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>① 消費財包括保険の不てん補部分を対象として保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。</p> <p>イ 非常事由又は非常事由と信用事由（船積前）をてん補する場合は、上記3②の非常事由及び信用事由の付保率並びに上記5②の非常事由の付保率から消費財包括保険の付保率を減じた率を付保率とし、保険契約を締結する。ただし、信用事由（船積前）をてん補する場合には、非常事由（船積前）の付保率に消費財包括保険の付保率を加えた率を上回らない率とする。</p> <p>ロ 信用事由（船積後）を含みてん補する場合は、上記5②の付保率を適用する。</p> <p>② 一の輸出契約等につき分割して保険契約を締結する場合は、船積期限別に分割して保険契約を締結する場合を除き、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「この保険契約の保険責任の開始日は、貿易一般保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第11条第1項の規定にかかわらず、この証券記載の輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約に係る包括保険（輸出者等（<u>輸出者、仲介貿易者又は技術提供者をいう。</u>）が一定の期間内に締結する一定の種類の貨物に係る輸出契約等について包括して保険契約を成立させるべきことを日本貿易保険が特に約している場合をいう。）の保険契約の締結の日又は約款第11条第1項各号に規定する日のいずれか遅い日とする。」</p> <p>7. ~ 9. (略)</p>	<p>6. 一の輸出契約等につき分割して保険契約を締結する場合の取扱事項 上記1. ⑦により一の輸出契約等につき分割して保険契約を申し込むことを例外として認め保険契約を締結する場合は、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>① 消費財包括保険の不てん補部分を対象として保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。</p> <p>イ. 非常事由又は非常事由と信用事由（船積前）をてん補する場合は、上記3. ②の非常事由及び信用事由の付保率並びに上記5. ②の非常事由の付保率から消費財包括保険の付保率を減じた率を付保率とし、保険契約を締結する。ただし、信用事由（船積前）をてん補する場合には、非常事由（船積前）の付保率に消費財包括保険の付保率を加えた率を上回らない率とする。</p> <p>ロ. 信用事由（船積後）を含みてん補する場合は、上記5. ②の付保率を適用する。</p> <p>② 一の輸出契約等につき分割して保険契約を締結する場合は、船積期限別に分割して保険契約を締結する場合を除き、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「この保険契約の保険責任の開始日は、貿易一般保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第11条第1項の規定にかかわらず、この証券記載の輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約に係る包括保険（輸出者等が一定の期間内に締結する一定の種類の貨物に係る輸出契約等について包括して保険契約を成立させるべきことを日本貿易保険が特に約している場合をいう。）の保険契約の締結の日又は約款第11条第1項各号に規定する日のいずれか遅い日とする。」</p> <p>7. ~ 9. (略)</p>	
<p>[II] 国別引受基準に基づく取扱事項 保険契約の締結は、「別表 国別引受基準」に掲げる条件により行うものとし、以下のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>[II] 国別引受基準に基づく取扱事項 保険契約の締結は、「別表 国別引受基準」に掲げる条件により行うものとし、以下のとおり取り扱うものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>1 条件付引受国</p> <p>条件付引受国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「○」と記載のある国をいう。当該国が支払国（保証国がある場合には当該保証国。以下1において同じ。）となる輸出契約等（3に該当するものを除く。）については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>① 『ユーザンスの上限』欄に期間の記載のある国を支払国とする輸出契約等については、ユーザンスが当該『ユーザンスの上限』欄の期間以内の場合に保険契約を締結するものとする。</p> <p>② 『決済方法に係る条件』欄に「<u>ILC</u>」と記載のある国を支払国とする輸出契約等については、当該契約の代金等の全部についてILCによる決済又は前受金により支払いを受ける場合に保険契約を締結するものとする。この場合、保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認するILCの取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとする。</p> <p><u>なお、輸出契約等の代金等の一部がILCによる決済及び前受金による支払い以外の方法により決済される場合は、保険契約は締結しないこととする。</u></p> <p>③ 『契約等の金額の上限』欄に金額の記載のある国を支払国とする輸出契約等については、<u>輸出契約等の契約金額が当該『契約等の金額の上限』欄の金額の範囲内である場合に保険契約を締結するものとする。</u></p> <p>④ 『その他の条件』欄に記載のある国を支払国とする輸出契約等については、<u>当該記載内容に該当する輸出契約等について保険契約を締結するものとする。</u></p> <p>⑤ <u>政府開発援助契約等又は代金等の全部が前受金による支払を受ける輸出契約等の保険契約については、上記①から④までの規定を適用しないものとする。</u></p> <p>⑥ <u>上記②又は⑤に該当する場合であって、保険契約の申込時においてILCを取得又は前受金を受領する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。</u></p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063）第1条に基づき作成された海外商社名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認</p>	<p>1. 条件付引受国</p> <p>条件付引受国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「○」と記載のある国をいう。当該国が支払国（保証国がある場合には当該保証国。以下1.において同じ。）となる輸出契約等（3.に該当するものを除く。）については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>① 『ユーザンス』欄に期間の記載のある国を支払国とする輸出契約等については、ユーザンスが当該『ユーザンス』欄の期間以内の場合に保険契約を締結するものとする。</p> <p>② 『L/C条件』欄に「有」と記載のある国を支払国とする輸出契約等については、当該契約の代金等の全部についてILCによる決済又は前受金による支払いを行う場合に保険契約を締結するものとする。この場合、保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認するILCの取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、<u>保険契約の申込時においてILCを取得又は前受金を受領する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。</u></p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、<u>保険契約の申込時において海外商社名簿</u>について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063）第1条に基づき作成された海外商社名簿のGS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされ</p>	

新	旧	備考
<p>する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前又は前受金（貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金、賃貸料又は対価等をいう。）の受領前の損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>2 特定制限国 特定制限国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「▲」と記載のある国をいう。当該国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる輸出契約等（3に該当するものを除く。）については、<u>政府開発援助契約等及び前受金により支払いを受ける輸出契約等</u>を除き、保険契約を締結しない。</p> <p>ただし、イラクを仕向国、支払国又は保証国とする輸出契約等のうち次のいずれかに該当するものについては保険契約を締結する。</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ 契約金額が10億円以下の輸出契約等でイラク国内における貨物の引渡しを支払条件と定めていない取引（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034）II〔1〕8（5）に規定する料率の適用を受ける案件に該当しないもの）であって、下記イからハまでのうちいずれかに該当するもの</p>	<p>ている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前又は前受金（貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金、賃貸料又は対価等をいう。）の受領前の損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p><u>なお、輸出契約等の代金等の一部がI L Cによる決済及び前受金による支払い以外の方法により決済される場合は、保険契約は締結しないこととする。</u></p> <p>③ 『案件枠』欄に金額の記載のある国を支払国とする輸出契約等については、<u>輸出契約等の契約金額が当該『案件枠』欄の金額の範囲内である場合に保険契約を締結するものとする。</u></p> <p>④ 『その他の条件』欄に記載のある国を支払国とする輸出契約等については、<u>当該記載内容に該当する輸出契約等について保険契約を締結するものとする。</u></p> <p>⑤ <u>政府開発援助契約等に該当する輸出契約等又は代金等の全部が前受金による支払を受ける輸出契約等の保険契約については、上記①から④までの規定を適用しないものとする。</u></p> <p>2. 特定制限国 特定制限国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「▲」と記載のある国をいう。当該国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる輸出契約等（3. に該当するものを除く。）については、政府開発援助契約等を除き、保険契約を締結しない。</p> <p>ただし、イラクを仕向国、支払国又は保証国とする輸出契約等のうち次のいずれかに該当するものについては保険契約を締結する。</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ 契約金額が10億円以下の輸出契約等でイラク国内における貨物の引渡しを支払条件と定めていない取引（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034）II〔1〕8（5）に規定する料率の適用を受ける案件に該当しないもの）であって、下記イからハまでのうちいずれかに該当するもの</p>	

新	旧	備考
<p>イ (略)</p> <p>ロ 日本又は第三国（別表に掲げる国・地域のうち、「態度」欄において「×」、「▲」と記載のある国・地域は除く。以下同じ。）の銀行（名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされているものに限る。<u>以下（注1）ロ及び（注2）ロにおいて同じ。</u>）が発行又は確認するILCにより決済される輸出契約等</p> <p>ハ 支払が第三国となる輸出契約等 なお、上記③イ又はロに該当し且つ支払国がイラクとなる場合は、ILC取得又は前受金を受領された日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。 また、③ロ又はハに該当する場合は、当該国の引受条件に基づき保険契約を締結する。 （注） (略)</p> <p><u>（注1）政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。</u></p> <p>イ <u>輸出契約等の全体が政府開発援助契約等に該当する場合について、保険契約を締結する。</u></p> <p>ロ <u>一の輸出契約等のうち一部が政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた全てが、前受金により支払いを受ける場合、現地通貨により決済される場合又は日本若しくは第三国の銀行が発行若しくは確認するILCにより決済される場合について、保険契約を締結する。この場合、ILCの取得又は前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p><u>（注2）前受金により支払いを受ける輸出契約等の取扱いは次のとおりとする。</u></p> <p>イ <u>輸出契約等の契約金額の全部が、前受金により支払いを受けるものについて、保険契約を締結する。この場合、前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p>ロ <u>一の輸出契約等のうち一部が前受金により支払いを受ける場合であって、当該部分を除いた全てが、現地通貨又は第三国の銀行が発行若しくは確認するILCにより決済される場合について、保険契約を締結する。この場合、ILCの取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p><u>（注3）上記（注1）ロ又は上記（注2）イ若しくはロのうちいずれかに</u></p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ 日本又は第三国（別表に掲げる国・地域のうち、「態度」欄において「×」、「▲」と記載のある国・地域は除く。以下同じ。）の銀行（名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされているものに限る。）が発行又は確認するILCにより決済される輸出契約等</p> <p>ハ 支払が第三国となる輸出契約等 なお、上記③イ又はロに該当し且つ支払国がイラクとなる場合は、ILC取得又は前受金を受領された日以降、<u>その範囲内において、</u>日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。 また、③ロ又はハに該当する場合は、当該国の引受条件に基づき保険契約を締結する。 （注） (略)</p>	

新	旧	備考
<p><u>該当する場合（ただし、イラクを仕向国、支払国又は保証国とする輸出契約等にあつては、上記2 ②又は③イ若しくはロに該当し且つ支払国がイラクとなる場合）であつて、保険契約の申込時においてILCを取得又は前受金を受領する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。</u> <u>「独立行政法人日本貿易保険は、海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063）第1条に基づき作成された海外商社名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであつて、取り消すことができないものをいう。）取得前又は前受金（貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金、賃貸料又は対価等をいう。）の受領前の損失については、てん補する責めに任じない。」</u></p> <p>3 引受停止国 引受停止国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「×」と記載のある国をいう。当該国が仕向国、支払国又は保証国となる輸出契約等については、上記1及び2にかかわらず、保険契約を締結しない。 ただし、日本政府が支払人となる<u>贈与又は無償供与等により決済される輸出契約等</u>については、案件毎に引受の可否を決定する。</p> <p>附 則〔抄〕 附 則〔平成27年11月16日〕 この改正は、平成27年11月30日から実施する。</p>	<p>3. 引受停止国 引受停止国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「×」と記載のある国をいう。当該国が仕向国、支払国又は保証国となる輸出契約等については、上記1. 及び2. にかかわらず、保険契約を締結しない。 ただし、<u>贈与、無償供与等</u>日本政府が支払人となる輸出契約等については、案件毎に引受の可否を決定する。</p> <p>附 則〔抄〕 附 則〔平成27年11月2日〕 この改正は、平成27年11月10日から実施する。</p>	
<p>[別紙1]</p> <p>2年未満案件の解釈等</p> <p>1 2年未満案件とは、次のいずれかに該当する輸出契約等をいう。 (1) ～(2) (略)</p>	<p>[別紙1]</p> <p>2年未満案件の解釈等</p> <p>1. 2年未満案件とは、次のいずれかに該当する輸出契約等をいう。 (1) ～(2) (略)</p>	

新	旧	備考
<p>2 <u>起算点</u>については、OECD輸出信用アレンジメントによるほか、次のように運用する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(備考)</p> <p>1 <u>E/S</u> : Each Shipment 2 <u>M/S</u> : Middle Shipment 3 <u>LM/S</u> : Last Major Shipment 4 <u>P/A</u> : Provisional Acceptance 5 <u>C/O</u> : Commissioning</p>	<p>2. <u>起算点</u>については、OECD輸出信用アレンジメントによるほか、次のように運用する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(備考)</p> <p>1. <u>E/S</u> : Each Shipment 2. <u>M/S</u> : Middle Shipment 3. <u>LM/S</u> : Last Major Shipment 4. <u>P/A</u> : Provisional Acceptance 5. <u>C/O</u> : Commissioning</p>	
<p>[別紙2]</p> <p>仕向国及び支払国等の取扱い</p> <p>1 <u>輸出契約等の仕向国</u>は、以下によるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 本邦内又は貨物の船積国内において貨物の受渡しを行う輸出契約等の場合は、<u>輸出契約等に定める最終仕向地の属する国</u>（輸出契約等に最終仕向地を定めていない場合にあつては、<u>輸出契約等の相手方が所在する国</u>）</p> <p>③～④ (略)</p> <p>2 <u>輸出契約等の支払国</u>は、以下によるものとする。</p> <p>① 輸出契約等の相手方が所在する国</p> <p>② 輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合は、<u>当該代金等の支払人が所在する国</u></p> <p>3 <u>輸出契約等の保証国</u>は、以下によるものとする。</p> <p>① ILCにより決済を行う場合は、<u>ILC発行銀行の所在する国</u>（ILC発行銀行が支店の場合であつて支店と本店の所在する国が異なる場合は、<u>当該支店の所在する国</u>）</p>	<p>[別紙2]</p> <p>仕向国及び支払国等の取扱い</p> <p>1. <u>輸出契約等の仕向国</u>は、以下によるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 本邦内又は貨物の船積国内において貨物の受渡しを行う輸出契約等の場合は、<u>輸出契約等に定める最終仕向地の属する国</u>。<u>ただし、輸出契約等に最終仕向地を定めていない場合にあつては、輸出契約等の相手方が所在する国。</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>2. <u>輸出契約等の支払国</u>は、以下によるものとする。</p> <p>① <u>輸出契約等の相手方が所在する国。</u></p> <p>② 輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合は、<u>当該代金等の支払人が所在する国。</u></p> <p>3. <u>輸出契約等の保証国</u>は、以下によるものとする。</p> <p>① ILCにより決済を行う場合は、<u>ILC発行銀行の所在する国</u>。<u>ただし、ILC発行銀行が支店の場合であつて支店と本店の所在する国が異なる場合は、「別表 国別引受基準」の『国カテゴリー』欄の記号がアルファベット順でいずれか後にくる文字の国。</u></p>	

新	旧	備考
<p>② 確認付の I L C の場合は、当該 I L C の確認銀行が所在する国（I L C 確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、<u>当該支店の所在する国</u>）</p>	<p>② 確認付の I L C の場合は、当該 I L C の確認銀行が所在する国。<u>ただし、I L C 確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、「別表 国別引受基準」の『国カテゴリー』欄の記号がアルファベット順でいずれか後にくる文字の国。</u></p>	
<p>[別紙3]</p> <p>政府開発援助契約等</p> <p>政府開発援助契約等とは、次に掲げる<u>借款等（注）により決済される輸出契約等</u>をいう。</p> <p>1 <u>決済が L / C スイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者等への直接送金のいずれかにより行われる借款等</u> (1) ~ (16) (略)</p> <p>2 <u>日本政府が支払人となる贈与又は無償供与等</u></p> <p>注：保険契約の申込時において、当該<u>借款等の契約が締結済（発効条件が付されている借款等の契約にあっては契約発効済。）</u>であることを<u>書面にて確認できる場合に限る。</u></p>	<p>[別紙3]</p> <p>政府開発援助契約等</p> <p>政府開発援助契約等とは、次に掲げる<u>もの</u>をいう。</p> <p>1. <u>借款等により決済が行われる輸出契約等であって、当該決済が L / C スイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は当該借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるもの</u> (1) ~ (16) (略)</p> <p>2. <u>贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等</u></p> <p>保険契約締結の<u>申し込みを行う場合は、当該輸出契約等が上記借款供与機関の実施する借款等により決済されるものであることを証する書類の写しを添付すること。</u></p>	
<p>[別紙4]</p> <p>原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</p> <p>原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等。以下同じ。）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係</p>	<p>[別紙4]</p> <p>原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</p> <p>原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等。以下同じ。）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係</p>	

新								旧								備考
る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が <u>15 億円以上</u> のものに限る。								る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が <u>10 億円超</u> のものに限る。								
[別紙5] (略)								[別紙5] (略)								
[別表]								[別表]								
国別引受基準								国別引受基準								
国 コード	国名	態度	契約等の金額の 上限(億円)	国 カテゴリー	ユザンス の上限 (年)	決済方法に 係る条件	その他の 条件	国 コード	国名	態度	案件枠(億円)	国 カテゴリー	ユザンス (年)	L/C 条件	その他の 条件	
	(略)								(略)							
<p>注1：1. <u>1</u> 以下のいずれかに該当する場合に保険契約を締結する。</p> <p>(1) 輸出契約等の代金等の全部について、以下の①から⑩のいずれかに該当する銀行若しくは同行の支店若しくは子会社（イラン国外に所在するものを含む。）以外の銀行が発行若しくは確認する I L Cによる決済又は前受金による支払いを行う場合。ただし、⑩の銀行又は同行の支店（イラン国外に所在するものを含む。なお、子会社は含まない。）が発行又は確認する I L Cについては、外国為替及び外国貿易法に基づく財務大臣の許可を得た場合に限るものとし、当該許可が取り消された場合は、保険契約上、当該許可は初めから無効であったものとみなす。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p>								<p>注1：1. <u>1</u> 以下のいずれかに該当する場合に保険契約を締結する。</p> <p>(1) 輸出契約等の代金等の全部について、以下の①～⑩のいずれかに該当する銀行若しくは同行の支店若しくは子会社（イラン国外に所在するものを含む。）以外の銀行が発行若しくは確認する I L Cによる決済又は前受金による支払いを行う場合。ただし、⑩の銀行又は同行の支店（イラン国外に所在するものを含む。なお、子会社は含まない。）が発行又は確認する I L Cについては、外国為替及び外国貿易法に基づく財務大臣の許可を得た場合に限るものとし、当該許可が取り消された場合は、保険契約上、当該許可は初めから無効であったものとみなす。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p>								
<p>2. <u>2</u> 前項に基づき、I L Cによる決済又は前受金による支払いを行う場合について保険契約を締結する場合、保険契約の申込時において当該 I L Cの取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、保険契約の申込時において I L Cを取得又は前受金を受領する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p><u>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて（平成13年4月1日 01</u></p>								<p>2. <u>2</u> 前項に基づき、I L Cによる決済又は前受金による支払いを行う場合について保険契約を締結する場合、保険契約の申込時において当該 I L Cの取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、保険契約の申込時において I L Cを取得又は前受金を受領する前の場合は、保険証券に<u>注4に規定する</u>特約を記載する。</p>								

新	旧	備考
<p><u>- 制度 - 00066) 別表の注に定める銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前又は前受金（貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金、賃貸料又は対価等をいう。）の受領前の損失については、てん補する責めに任じない。」</u></p> <p>注2～注3 （略）</p>	<p>注2～注3 （略）</p> <p><u>注4：「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00066) 別表の注に定める銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前又は前受金（貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金、賃貸料又は対価等をいう。）の受領前の損失については、てん補する責めに任じない。」</u></p>	